

【平成29年度】 週休2日試行工事の試行方針について

		完全週休2日		週休2日相当	
		発注者指定型	受注者希望型	発注者指定型	受注者希望型
共通事項	週休2日の定義	対象期間中の各週において休工対象日に現場休工を実施すること		対象期間において、2／7以上の現場休工を実施すること	
	非対象期間	準備期間、後片付け期間、夏季休暇(3日間)、年末年始休暇(6日間)、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間、その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間			
	休工の定義	現場事務所での事務作業を含め、作業を実施しない現場内の完全閉所とする			
工事成績 ＋ 履行実績 取組証	工事成績評価	対象期間中の全日数に対する現場休工日数の割合が2／7を超えた場合に評価を行う			
	完全週休2日の 履行実績取組証	対象期間中の全週間数に対して、休工対象日を現場休工とした週間数の割合が70%以上を超えた場合に発行する。			
	対象期間	<u>工期開始日から工事完了日</u> のうち、非対象期間を除いた期間			
	休工対象日	「土曜日・日曜日」・「祝祭日」とし、実際の休工に際してはこれに代わる定休日を設定してもよい 天候(降雨・積雪等)により休工した日は、休工としてカウントしない		「土曜日・日曜日」・「祝祭日」を問わず、対象期間の2/7以上(小数点以下切り上げ)の日数とする 天候(降雨・積雪等)により休工した日は、休工としてカウントする	
積算	週休2日の費用計上	対象期間において、 <u>休工対象日数以上</u> の現場休工を実施できたと認められる場合に間接費(共通仮設費率・現場管理費率)を補正			
	対象期間	<u>工期開始日～最終精算変更時の現場説明日</u> のうち、非対象期間を除いた期間			
	休工対象日数	「土曜日・日曜日」・「祝祭日」を問わず、対象期間の <u>2／7以上</u> (小数点以下切り上げ)の日数とする <u>天候(降雨・積雪等)により休工した日は、休工としてカウントする</u>			

※一部先行案件を除き、平成29年7月1日以降に入札公告を開始する工事から適用

【平成29年度】「完全週休2日」の新試行方針について

対象期間中の各週において休工対象日に現場休工を実施することである

○対象期間

工期開始日から工事完了日のうち、非対象期間を除いた期間

○非対象期間

準備期間、後片付け期間、夏季休暇(3日間)、年末年始休暇(6日間)、工場製作のみの期間、工事事務等による不稼働期間、天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間、その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

○休工対象期間

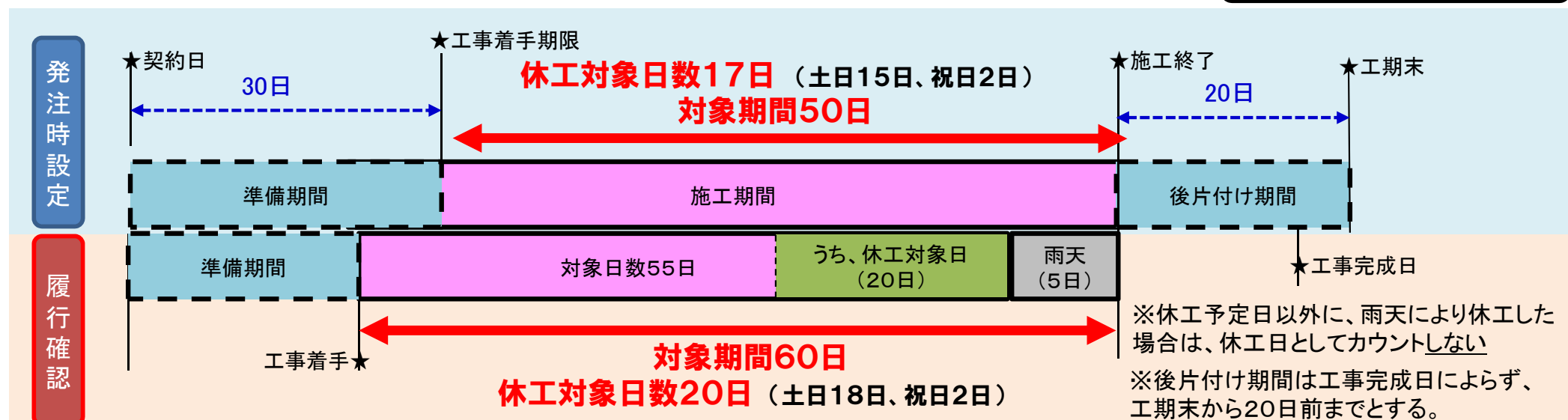
「土曜日・日曜日」・「祝祭日」とし、実際の休工に際してはこれに代わる定休日を設定してもよい
天候(降雨・積雪等)により休工した日は、休工としてカウントしない

○休工の定義

今回試行での休工とは、現場事務所で事務作業も含め、作業を実施しない現場内の完全閉所とする

本官 **完全週休2日** (土日・祝祭日の合計日数以上 休日確保する)

工期100日の場合



【平成29年度】「週休2日相当」の新試行方針について

週休2日相当の確保とは対象期間において、2／7以上の現場休工を実施することである

○対象期間

工期開始日から工事完了日のうち、非対象期間を除いた期間

○非対象期間

準備期間、後片付け期間、夏季休暇(3日間)、年末年始休暇(6日間)、工場製作のみの期間、工事事務等による不稼働期間、天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間、その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

○休工対象期間

「土曜日・日曜日」・「祝祭日」を問わず、対象期間の2／7以上(小数点以下切り上げ)の日数とする
天候(降雨・積雪等)により休工した日は、休工としてカウントする

○休工の定義

今回試行での休工とは、現場事務所で事務作業も含め、作業を実施しない現場内の完全閉所とする

分任官

週休2日相当 (対象期間の2／7以上休日確保する)

工期100日の場合

